

議案第10号

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例
杉並区職員定数条例（昭和29年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「3,063人」を「3,221人」に、「66人」を「57人」に、「362人」を「353人」に、「3,467人」を「3,616人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改める必要がある。

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(職員の定数)	(職員の定数)
第4条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第4条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
1 区長の事務部局の職員（福祉事務所の職員を含む。） <u>3, 221人</u>	1 区長の事務部局の職員（福祉事務所の職員を含む。） <u>3, 063人</u>
2 略	2 略
3 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管する学校の職員	3 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管する学校の職員
ア 略	ア 略
イ 学校教育職員 <u>57人</u>	イ 学校教育職員 <u>66人</u>
計 <u>353人</u>	計 <u>362人</u>
4～6 略	4～6 略
合計 <u>3, 616人</u>	合計 <u>3, 467人</u>
2～4 略	2～4 略